

数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会設置要領

令和5年4月26日 制定

(目的)

第1条 数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会（以下「委員会」という。）は、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成するために必要な知識及び技術を体系的に修得させる「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）」の運営・改善・進化を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる役割を果たす。

- (1) プログラムを実施するための計画を定め、公表する。
- (2) プログラムの自己点検・評価を定期的実施し、内部質保証委員会の承認を得て、自己点検・評価結果を公表する。
- (3) 自己点検・評価結果を踏まえ、必要に応じてプログラムを改善し、進化させる。
- (4) プログラムに関する各種情報を公表する。
- (5) その他、委員会が必要と認める事項を審議する。

(プログラム運営責任者)

第3条 プログラム運営責任者は、プログラムの運営について最終責任を負う者とし、学長をもって充てることとする。

(委員長)

第4条 委員長は、プログラム運営責任者を補佐し、プログラムの運営・改善・進化について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副学長をもって充てることとする。

(構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、委員長が委員会を招集し、その議長となる。

- (1) 副学長（委員長）
- (2) 研究教育開発センター長
- (3) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムに係る授業科目担当者（専任教員）
- (4) 事務局長
- (5) 研究教育開発センター事務室長
- (6) 企画・国際課長
- (7) 教務課長
- (8) 就職キャリアセンター所長
- (9) 情報処理センター事務室長

2 委員会が必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させることができる。

(委員会事務)

第6条 委員会に関する事務は、研究教育開発センター及び企画・国際課が担当する。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この要領は、令和5年4月26日から施行する。ただし、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。